

事務連絡
令和2年4月21日

佐久市内 居宅介護支援事業所
地域包括支援センター
運営法人代表者 様
管理者 様

佐久市 高齢者福祉課長

緊急事態宣言発令に伴う
居宅介護支援事業所におけるサービス担当者会議等への対応について

令和2年4月16日付で長野県に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、居宅介護支援事業所におけるサービス担当者会議等について、緊急事態宣言発令期間内においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いいたします。

記

1 サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、利用者の自宅以外で開催したり、電話・メール等を活用するなどの工夫により、柔軟に対応することが可能である。(介護保険最新情報 No.773 問9 回答参照)。

2 モニタリング

感染拡大防止の観点から、「特段の事情」にあたるものとして、電話やメール等の代替の手段で行うことは差し支えないこととする。

ただし、利用者の健康状態及び生活状態の確認については十分留意すること。

佐久市役所 高齢者福祉課 介護保険事業係
電話 0267-62-3154 (直通)